

特定共同住宅等チェックリスト

(その 1)

建 築 主	住所	
	氏名	
設 計 者	事務所名	
	氏名	
共同住宅等の類型		☐ 二方向避難型特定共同住宅等 【階数が□5以下・□10以下・□11以上】 ☐ 開放型特定共同住宅等 【階数が□5以下・□10以下・□11以上】 ☐ 二方向避難・開放型特定共同住宅等 【階数が□10以下・□11以上】 ☐ その他の特定共同住宅等 【階数が□10以下・□11以上】
特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等で設置するもの		☐ 住宅用消火器及び消火器具 ☐ 共同住宅用スプリンクラー設備 ☐ 共同住宅用自動火災報知設備 ☐ 住戸用自動火災報知設備 ☐ 共同住宅用非常警報設備 ☐ 共同住宅用連結送水管 ☐ 共同住宅用非常コンセント設備
通常用いられる消防用設備等で設置するもの		☐ 消火器具 ☐ 屋内消火栓設備 ☐ スプリンクラー設備 ☐ 自動火災報知設備 ☐ 放送設備 ☐ 避難器具 ☐ 誘導灯 ☐ 連結送水管 ☐ 非常コンセント設備 ☐ 消防用水 ☐ その他【設備 】

注 意 事 項

- 1 建築主等申請者情報を記入してください。
- 2 □は該当する箇所にレ印を付してください。
- 3 40号省令基準に適合していることが分かる設計図書等を添付してください。
- 4 開放廊下及び階段室等の開放性などを防火安全性能検証等で行った場合は、計算書を添付してください。
- 5 省令基準の内容は、要約したものであるため、細部についてよく確認してください。
- 6 該当欄は、省令基準に該当するものに○印、適合しないものに×印、該当しない場合は、斜線を記入してください。
- 7 図番欄は、基準が確認できるような設計図書等の図面番号を記入してください。
- 8 確認申請書の図面の内容と相違する点がある場合、原則このリストを優先します。
- 9 建築工事着手までに、設備詳細、中間検査等の事前協議をしてください。
- 10 この用紙は、確認申請書正本及び副本の付近見取図の前にも添付してください。

(その2)

特定共同住宅等の位置、構造及び設備の基準 (消防庁告示第2号第3) ※ 第1「趣旨」 第2「用語の意義」は省略		該当	図番
1	建基法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部が、耐火構造である。		
2	共用部分の壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。）の仕上げを準不燃材料としたものであること。 → 外気に開放された廊下及び階段室等も内装制限の対象となる 500号質疑		
3	特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画してあること。ただし、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁（以下単に「床又は壁」という。）並びに当該床又は壁を貫通する配管又は電気配線その他これらに類するもの（以下単に「配管等」という。）及びそれらの貫通部が次に定める基準に適合する場合は、この限りではない。 → 下線部について、「堅牢かつ容易に変更できない構造を有することが必要」188号運用通知 但し、乾式壁の使用は一定の条件下で認められる 500号質疑		
	(1) 床又は壁が、耐火構造である。		
	(2) 住戸等の外壁に面する開口部は、当該住戸等に接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から0.5m以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもの（以下「ひさし等」という。）で防火上有効に遮られている。ただし、当該住戸等に接する他の住戸等の外壁に面する開口部（直径が0.15m以下の換気口等（防火設備が設けられたものに限る。）及び面積が0.01㎡以下の換気口等を除く。）相互間の距離が、0.9m以上であり、かつ、次のア又はイに定める基準のいずれかに適合する場合は、この限りでない。 → 開口部から0.5m以内に雨どい等が貫通していないか確認（貫通する場合は鋼管または不燃材とすること） → 開口部から0.5m以内に避難ハッチを設けた場合でも告示の基準に適合するものであれば可 500号質疑		
	ア 上下に設けられた開口部（直径0.15m以下の換気口等及び相互間の距離が3.6m以上である開口部を除く。）に防火設備である防火戸が設けられている。		
	イ 住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたものである。 客観的検証法		
	住戸等と共用部分を区画する壁は、次に定めるところによる。	—	—
(3)	開口部（（ア）から（ウ）までに掲げる換気口等を除く。）に、防火設備（主たる出入口に設けられるものにあっては、随時開くことができる自動閉鎖装置付のものに限る。）である防火戸が設けられている。		
	ア (ア) 直径0.15m未満の換気口等（開放性のある共用部分に面するものに限る。）		
	(イ) 直径0.15m以上の換気口等であって、かつ、防火設備が設けられているもの		
	(ウ) （ア）及び（イ）に掲げるもののほか、開放性のある共用部分以外の共用部分に面し、かつ、防火設備が設けられている換気口等		

3	(3)	イ	開放型特定共同住宅等及び二方向避難・開放型特定共同住宅等以外の特定共同住宅等の住戸等（共同住宅用スプリンクラー設備が設置されているものを除く。）にあっては、開口部の面積の合計が一の住戸等につき 4 ㎡（共用室にあっては、8 ㎡）以下である。			
		ウ	イの規定による一の開口部の面積は、2 ㎡以下である。 ※ 開口部に常時閉鎖式の特定防火設備を設けた電気室、受水槽室等の機械室は、一の開口部の面積を 4 ㎡以下としてよい。 500号質疑			
	(4)	床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次に定めるところによる。		—	—	
		ア	配管の用途が、給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管、配電管その他これらに類するものである。（「区画貫通配管及び処理施工方法一覧表」に記載すること。）			
		イ	配管等の呼び径が、200 mm以下である。			
		ウ	配管等を貫通させるために設ける開口部が、直径300 mmの円の面積以下である。			
		エ	配管等を貫通させるために設ける開口部を床又は壁（住戸等と共用部分を区画する床又は壁を除く。）に二以上設ける場合にあっては、配管等を貫通させるために設ける開口部相互間の距離が、当該開口部の最大直径（当該直径が200 mm以下の場合にあっては、200 mm）以上である。			
		床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が、次の(ア)又は(イ)に定めるところによるものである。		—	—	
		オ	(ア)	配管は、建築基準法施行令第129条の2の4第1項第7号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料で埋める。 (下線部抜粋) イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分からそれぞれ両側に1 m以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。（→ 実長1 mとする） ロ 給水管、配電管その他の管の外径が当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。 平成12年建設省告示第1422号		
			(イ)	別に告示で定めるところにより、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として耐火性能を有しているものとして認められたものである。 → 告示第4号		
	カ	配管等には、その表面に可燃物が接触しないような措置を講じる。ただし、当該配管等に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。 → 断熱材による被覆等 500号質疑				

特定光庭の基準 (消防庁告示第2号第4号)			該当	図番
1	特定光庭は、次の各号に掲げる基準に適合しない光庭をいうものとする。		—	—
	(1)	光庭に面する一の住戸等で火災が発生した場合において、当該火災が発生した住戸等（以下「火災住戸等」という。）のすべての開口部から噴出する火炎等の輻射熱により、当該火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量が 10 kw/m^2 未満である。 客観的検証法		
	(2)	光庭が避難光庭に該当する場合においては、当該避難光庭は、次に定めるところによるものである。	—	—
		ア 火災住戸等（避難光庭に面するものに限る。以下同じ。）のすべての開口部から噴出する火炎等の輻射熱により当該避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量が 3 kw/m^2 未満である。 客観的検証法		
		避難光庭にあつては次に定めるところによる。	—	—
		イ (ア) 避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が、2.5 未満である。		
		(イ) (ア)により求めた値が、2.5 以上の場合にあつては、火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の温度が4ケルビン以上上昇しない。 客観的検証法		
2	特定共同住宅等に特定光庭が存する場合にあつては、当該光庭に面する開口部及び当該光庭に面する特定共同住宅等の住戸等に設ける給湯湯沸設備等（宝塚市火災予防条例（昭和59年条例第40号）第4条に規定するふろがま及び同第12条に規定する給湯湯沸設備をいう。以下同じ。）は、次に定める基準に適合するものである。		—	—
	(1)	廊下又は階段室等が特定光庭に面して設けられている場合において、当該特定光庭に面して設ける開口部は、次に定めるところによる。	—	—
		ア 特定光庭に面する一の開口部の面積が 2 m^2 以下であり、かつ、一の住戸等の開口部の面積の合計が 4 m^2 以下である。ただし、当該開口部が設けられている住戸等に共同住宅用スプリンクラー設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。		
		イ 特定光庭の下端に設けられた開口部が、常時外気に開放され、かつ、当該開口部の有効断面積の合計が、特定光庭の水平投影面積の50分の1以上である。		
	(2)	特定光庭（(1)に定めるものを除く。）に面する開口部にあつては、次に定めるところによる。	—	—
		開口部に、防火設備であるはめごろし戸が設けられている。ただし、次に定める特定光庭に面する住戸等の開口部（(イ)の特定光庭に面するものにあつては、4階以下の階に存するものに限る。）に防火設備である防火戸を設ける場合にあつては、この限りでない。	—	—
		ア (ア) 特定光庭に面して階段（平成14年消防庁告示第7号に適合する屋内避難階段等の部分に限る。）が設けられている当該特定光庭		
		(イ) その下端に常時外気に開放された開口部（当該開口部の有効断面積が 1 m^2 以上のものに限る。）が存する特定光庭		

2	(2)		異なる住戸等の開口部の相互間の水平距離は、次に定めるところによる。ただし、住戸等の開口部の上端から上方に垂直距離1.5m（当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合にあっては、0.9m）以上の範囲にある他の住戸等の開口部については、この限りでない。	—	—
		イ	同一の壁面に設けられるもの（当該開口部相互間の壁面に0.5m以上突出したひさし等で防火上有効に遮られている場合を除く。）にあっては、0.9m以上		
			異なる壁面に設けられるものにあっては、2.4m（当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合にあっては、2m）以上		
		ウ	異なる住戸等の開口部の相互間の垂直距離が、1.5m（当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合は、0.9m）以上（同一壁面上の当該開口部相互間の壁面に0.5m以上突出したひさし等で防火上有効に遮られている場合を除く。）である。ただし、同一の壁面に設けられる場合にあっては、当該開口部の側端から水平方向に0.9m、異なる壁面に設けられる場合にあっては、当該開口部の側端から2.4m（当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合にあっては、2m）以上の範囲にある他の住戸等の開口部については、この限りでない。		
		エ	一の開口部の面積が1㎡以下であり、かつ、一の住戸等の一の階の開口部の面積の合計が2㎡以下である。		
	(3)		特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設ける場合は、次に定めるところによる。	—	—
		ア	平成14年消防庁告示第7号に適合する屋内避難階段等の部分が存する特定光庭に限り設置することができる。		
		イ	防火上有効な措置が講じられたものである。		

特定共同住宅等の構造類型の基準 (消防庁告示第3号)		該当	図番
第3	二方向避難型特定共同住宅等は、特定共同住宅等の住戸等（住戸、共用室及び管理人室に限る。以下第3及び第4において同じ。）において火災が発生した場合に、当該住戸等が存する階の住戸等に存する者が、当該階の住戸等から、少なくとも1以上の避難経路を利用して階段室等（当該住戸等が避難階に存する場合にあっては地上。以下第3において同じ。）まで安全に避難できるようにするため、次号に定めるところにより、2以上の異なった避難経路（避難上有効なバルコニーを含む。以下同じ。）を確保していると認められるものとする。 → 避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室は除く 500号質疑	—	—
	二方向避難型特定共同住宅等は、次に定めるところによる。	—	—
	(1) 廊下型特定共同住宅等の階段室等は廊下の端部又は廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面している。 → 「廊下の端部に接する住戸等」について 188号運用通知		
	住戸等の外気に面する部分に、バルコニーその他これに類するもの（以下「バルコニー等」という。）が避難上有効に設けられている。 → 避難上有効なバルコニーとは、 188号運用通知 (2) ① 直接外気に開放されていること。 ② 避難上支障のない幅員（60cm以上。車椅子を使用しての避難が想定される場合は80cm以上が望ましい） 500号質疑 及び転落防止上有効な高さの手すり等を有していること。 ③ 他の住戸等の避難上有効なバルコニー又は階段室等に接続していること。		
	(3) バルコニー等に面する住戸等の外壁に、消防法施行規則（以下「規則」という。）第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部が設けられている。		
	(4) 隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合にあっては、当該隔板等が容易に開放し、除去し、又は破壊することができ、かつ、当該隔板等に次に掲げる事項が表示されている。 → 隔て板の材質については難燃材料。 高さ80cm以上とし容易に破壊できるもの 500号質疑		
	ア 当該バルコニー等が避難経路として使用される旨 イ 当該隔板等を開放し、除去し、又は破壊する方法 ウ 当該隔板等の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨		
	(5) 住戸等において火災が発生した場合に、当該住戸等が存する階の住戸等に存する者が、当該階の住戸等から、少なくとも1以上の避難経路を利用して階段室等まで安全に避難することができる。ただし、バルコニー等に設けられた避難器具（避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等の避難器具に限る。）により当該階の住戸等から避難階まで避難することができる場合は、この限りではない。 → 避難経路として利用できない部分について 188号運用通知 → 二方向避難を確保するための避難器具が、消防法令に基づき設置が義務づけられたものには該当しない場合もあるが、この場合、法令による消防用設備等に準じて取り扱われない 188号運用通知		

第4	開放型特定共同住宅等は、特定共同住宅等の住戸等において火災が発生した場合に、当該住戸等が存する階及びその上階の廊下及び階段室等（階段室型特定共同住宅等における階段室等に限る。以下第4において同じ。）における消火、避難その他の消防の活動に支障を生じないものとして、次号に定めるところにより、廊下及び階段室等が開放性を有すると認められるものとする。 → 避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室は除く 500号質疑		—	—
	開放型特定共同住宅等は、次に定めるところによる。		—	—
	(1)	すべての階の廊下及び階段室等が隣地境界線から1 m又は他の建築物等の外壁との中心線から1 m以上離れている。 → 廊下又は階段室等の一部が1 m以上離れていないが、「1 m未満の位置にないもの」として取り扱って差し支えない場合は次のとおり。 188号運用通知 ① 1 m未満である部分が、廊下端部を含む場合 当該部分が告示第3号第4第2号(4)ロの「外気に面しない部分」(4 Wかつ6 m)を満たすとき ② 1 m未満である部分が、廊下端部を含まない場合 当該部分を告示第3号第4第2号(4)イ(イ) dの「風雨等を遮るために設ける壁」とみなす、又は、廊下全体を同号(4)イ(ロ)の方法により客観的検証にて確認したとき 客観的検証法		
	(2)	すべての階の廊下及び階段室等が、特定光庭に面していない。		
	(3)	直接外気に開放されていないエントランスホール等が避難階に存する場合にあっては、当該エントランスホール等が次に定める基準に適合する。	—	—
		ア 避難階以外の階及びエントランスホール等に面する住戸等から当該エントランスホール等を経由しないで避難することができる経路がある。		
		イ エントランスホール等は、避難階以外の階にわたらないものとする。ただし、当該エントランスホール等が耐火構造の床又は壁で当該避難階以外の階と区画されている場合（当該エントランスホール等と特定共同住宅等の部分を区画する床又は壁に開口部を設ける場合にあっては、防火設備であるはめごろし戸が設けられているものに限る。）にあっては、この限りでない。		
	(4)	廊下は、次に定めるところによるものである。	—	—
		すべての階の廊下は、次の(ア)又は(イ)に定めるところによる。	—	—
		すべての階の廊下は、次のa からd までに定めるところによる。	—	—
		ア a 各階の外気に面する部分の面積（廊下の端部に接する垂直面の面積を除く。）は、当該階の見付面積の3分の1を超えている。 → 見付面積の算定について 500号質疑 → 「廊下の端部に接する垂直面の面積」とは、廊下の両端部の外気に面する部分の面積をいうもの 188号運用通知		
		(ア) b 外気に面する部分の上部に垂れ壁等を設ける場合にあっては、当該垂れ壁等の下端から天井までの高さが、30 cm以下である。		
		c 手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さが、1 m以上である。		
		d 外気に面する部分に風雨等を遮るために壁等を設ける場合にあっては、当該壁等の幅を2 m以下とし、かつ、当該壁等相互間の距離を1 m以上とする。		

第 4	(4)	ア	特定共同住宅等の住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、すべての階の廊下において、消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ（床面からの高さ1.8mをいう。）まで煙が降下しない。 客観的検証法		
		イ	外気に面しない部分が存する場合にあっては、当該外気に面しない部分の長さは、6m以下であり、かつ、当該外気に面しない部分の幅員の4倍以下である。 → 廊下の中心線の距離とする 188号運用通知 → 直接外気に開放されていない廊下又は階段室について 188号運用通知 ① 廊下型特定共同住宅等 住戸又は共用室の主たる出入口が面する廊下の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放型特定共同住宅等には該当しないもの。 ② 階段室型特定共同住宅等 住戸又は共用室の主たる出入口が面する階段室の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放型特定共同住宅等には該当しないもの。 → 特定共同住宅等の同一の階に存する廊下又は階段室等の一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m以下の位置にあるものの他の例示 188号運用通知		
		階段室等は、次のア又はイに定めるところによるものである。		—	—
	(5)	ア	平成14年消防庁告示第7号に適合する開口部を有する。		
		イ	特定共同住宅等の住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、階段室等において、消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ（床面からの高さ1.8mをいう。）まで煙が降下しない。 客観的検証法		

(その5)

必要とされる初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準 (省令40号第3条第4項)		該当	図番
次の各号に掲げるときに限り、当該各号に掲げる特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等を設置しないことができる		—	—
1	次のいずれかに該当するとき 設置しないことができる対象 = 共同住宅用スプリンクラー	—	—
	(1) 二方向避難・開放型特定共同住宅等（11階以上の部分に限り、福祉施設等を除く。）又は開放型特定共同住宅等（11階以上14階以下の部分に限り、福祉施設等を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁並びに天井（天井がない場合にあっては、上階の床又は壁）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第13条第2項第1号ロの基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第13条第2項第1号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。		
	(2) 10階以下の階に存する特定福祉施設等を政令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物とみなして同条第2項第3号の2の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該福祉施設等に同行に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。（当該特定福祉施設等に限る。）		
2	設置しないことができる対象 = 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備	—	—
	住戸、共用室及び管理人室（福祉施設等にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を省令第40号第3条第2項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。（当該設備の有効範囲に限る。）		

(その6)

区画貫通配管及び処理施工方法一覧表				
種類	管材質	製造会社名	製品名	貫通処理・施工方法
給水管				
排水管				
給湯管				
空調用冷温水配管				
ガス管				
冷媒管				
配電管				

※備考1 上記一覧の配管については、国土交通大臣の認定書または日本消防設備安全センターの性能評価書の写しを添付してください。

※備考2 記載例

種類	管材質	製造会社名	製品名	貫通処理・施工方法
給水管	ポリブデン管 JIS K0000	〇〇（株）	耐火△△	KK00-000号
排水管	耐火被覆二層管 認定番号 PS000AA-0000			モルタル充填